

警 察 署 協 議 会 会 議 録

博多警察署協議会

開催年月日時	令和8年5月14日（木）午後4時00分 から 令和8年5月14日（木）午後5時45分 まで	
開催場所	博多警察署8階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下13名
	警察署	署長、副署長、会計管理官、生活安全管理官、地域管理官、刑事管理官、交通管理官、警備管理官、総務第一課長、総務第二課長、事務局
議 事 概 要		
<p>【会長挨拶（要旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本日はお忙しい中、委員の皆様にはお集まりいただき感謝申し上げます。 ○ 博多警察署協議会を通じて、様々な事を学べるのを楽しみにしている。 ○ さて、ゴールデンウィーク期間中に博多どんたくが開催されたが、無事に終わり良かったと感じている。 ○ 本日も委員の皆様からは、この機会にぜひ御質問や御意見を頂戴したいと思っているのでよろしくお願いします。 <p>【署長挨拶（要旨）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本日は大変お忙しい中、博多警察署協議会に御参集いただき感謝申し上げます。 ○ 春の人事異動で署長に着任し、また新委員を迎えて新体制で臨む初めての協議会である。 ○ 本年度も、概ね四半期に一度、計四回の定例会議を予定しているので、積極的な御参加をよろしくお願いします。 ○ 警察署協議会は、警察署長が警察署の業務運営に民意を反映させるため、その在り方について地域の代表である協議会委員の皆様から御意見を伺うための機関である。 ○ また、警察署の活動について協議会委員に説明を行い、御理解と御協力をいただきながら、博多の街の安全安心を守っていきたいと考えている。 ○ 博多警察署の体制は、春の人事異動で多数の署員が変わっているが、新体制でしっかりと取り組む所存である。 ○ そのためにも、今回の協議会で、地域の代表である皆様の忌憚のない御意見と御質問をよろしくお願いします。 <p>【新委員自己紹介】</p> <p>【新警察署幹部自己紹介】</p>		

議 事 概 要

(今後の取組について：署長)

- 1 ニセ電話詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の予防・検挙対策の推進
- 2 交通事故抑止対策の推進
- 3 防災対策の推進

【視察】

令和8年度福岡県警察剣道大会特別訓練員の訓練状況を視察（武道場）

【質疑応答等（要旨）】

○ 委員から「自転車の青切符の検挙件数と最も多い違反形態について」の質疑があった。交通管理官から「博多警察署で、青切符で検挙した件数は4月中で11件あり、このほかにも、本年4月までに指導警告を約600件行っている。一時不停止の違反が一番多い。」旨回答した。

○ 委員から「自転車の歩道通行について」の質疑があり、交通管理官から「自転車は軽車両になるため、原則は車道通行となる。しかし、普通自転車歩道通行可という青い標識が設置されている場所や、13歳未満、70歳以上の方、身体的に障害を持たれている方は、歩道通行が可能となる。このほかにも、道路工事や、駐車車両があり、車道通行が難しい場合等は、歩道通行が可能となる。」旨回答した。

さらに、委員から「子供を乗せた自転車の車道通行について」の質疑があり、交通管理官から「子供を乗せているからといって、歩道を通行してよいわけではない。しかし、車道通行が危険であると感じた場合は、歩道を通行していただいても良いと考える。仮に、警察官が車道を通行すべきと認めた場合は、原則として指導警告を行う。いきなり青切符で検挙というわけではない。」旨回答した。

○ 委員から「道路のインフラ整備について」質疑があり、交通管理官から「交通規制を示す標識の設置など、交通規制に関する整備は公安委員会（警察）になるが、自転車道等の道路整備は国道であれば国、市道であれば市が道路管理者となる。安全な道路環境の実現に向け、警察と道路管理者が連携して整備していく。」旨回答した。

○ 委員から「自転車専用通行帯の通行について」質疑があり、交通管理官から「車道に自転車専用通行帯があれば、そこを通行しなければならない。」と回答した。

さらに、委員から、「自転車専用通行帯にバスが停車中の歩道通行について」質疑があり、交通管理官から「駐車車両により、自転車専用通行帯の通行が難しい場合で、車道の交通量が多く車道を通行することが危険な場合は、歩道を通行していただいても構わない。」旨回答した。

○ 委員から「剣道特別訓練員の練習量について」質疑があり、署長から「全日本に出場するようなトップクラスの選手は機動隊に配置されており、基本的に剣

議 事 概 要

道に専念できる環境下で練習に励んでいる。また、自身の技術向上だけでなく、各所属を周って警察官に対する指導育成も行っている。」旨回答した。

- 委員から「たばこの路上喫煙に関する警察の対応について」質疑があり、署長から「たばこの路上喫煙は、福岡市の条例（人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例）で禁止されている。違反を認めた際は、注意を行うほか、市の条例のみならず、その他の法令に該当するかを検討し、対応している。」旨回答した。

【閉会】

以上で令和8年度第1回博多警察署協議会を閉会する。